

4 都税徴収猶予額整理状況（令和5年度）

区 分	徴収猶予額 (A)		収入額 (B)		その他減額 (C)		徴収猶予中の額 (D) = (A) - (B) - (C)	
	税 額	件 数	税 額	件 数	税 額	件 数	税 額	件 数
令 和 4 年 度	29 002 451	19 335	23 497 708	6 648	2 839 907	9 563	2 664 836	3 124
令 和 5 年 度	17 744 490	3 658	15 629 384	1 426	711 178	2 015	1 403 928	217
一般の徴収猶予（法15条関係）	1 248 706	2 904	696 037	1 029	518 317	1 786	34 352	89
不 動 産 取 得 税 （法73条の25、27等、法附則12条1項）	304 129	328	1 814	9	192 054	224	110 261	95
法 人 都 民 税 ・ 法 人 事 業 税 （法55条の2、72条の38の2、39の2）	-	-	-	-	-	-	-	-
特 別 土 地 保 有 税 （法601条、602条、603条等）	-	-	-	-	-	-	-	-
固 定 資 産 税 ・ 都 市 計 画 税 （法附則29条の5 第7、8項）	-	-	-	-	-	-	-	-
自 動 車 税 環 境 性 能 割 （法164条）	1 390	8	133	1	807	5	450	2
軽 油 引 取 税 （法144条の29）	16 190 264	418	14 931 401	387	-	-	1 258 864	31

（備考）1 この表は法人住民税・法人事業税に地方法人特別税及び特別法人事業税を含む。

2 この表の「収入額」には還付未済額は含まれていない。

3 「徴収猶予額」は前年度からの繰越額と本年度決議額の合計、「その他減額」は調定減額、期限経過額及び猶予取消額の合計である。

5 都税滞納処分の停止状況（令和3～5年度）

(1) 滞納処分停止中の額（税目別）

区 分	令 和 3 年 度		令 和 4 年 度		令 和 5 年 度	
	税 額	件 数	税 額	件 数	税 額	件 数
総 計	3 837 024	30 224	3 997 301	29 742	4 805 798	35 280
法 人 都 民 税 都 民 子 割	1 258 830	8 092	1 318 360	9 168	1 746 074	12 576
個 人 事 業 税 利 子 割	2 850	6	2 850	6	2 850	6
法 人 事 業 税 業 税 割	133 808	729	124 687	704	175 554	1 067
不 動 産 取 得 税	1 419 467	1 648	1 482 452	1 812	2 003 364	2 433
	136 988	414	199 219	438	168 066	457
都 市 計 画 税	-	-	4	4	-	-
軽 油 引 取 税 (普 通 税)	-	-	-	-	-	-
自 動 車 税	250 615	6 055	244 553	5 835	259 422	6 170
固 定 資 産 税 ・ 都 市 計 画 税	633 811	13 276	625 141	11 774	447 367	12 563
事 業 所 税	416	1	-	-	3 046	3
宿 泊 税	-	-	-	-	54	5
旧 法 に よ る 税 (自 動 車 取 得 税)	239	3	36	1	-	-

（備考）1 この表は都民税個人分を含まない。

2 自動車税は自動車税環境性能割及び自動車税種別割を含む。